

地域職業能力開発促進協議会の構成員とする リカレント教育を実施する大学等の募集について

高知労働局においては、高知県との共催により、職業能力開発促進法第 15 条の規定に基づき、高知県の区域において、地域の関係機関が参画し、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進等のほか、地域における職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有を行う「高知県地域職業能力開発促進協議会」(以下「地域協議会」という。)を設置しています。

地域協議会の開催に当たり、高知労働局では地域協議会に構成員として参画いただく、「リカレント教育を実施する大学等」を下記のとおり募集します。

【地域協議会について】

地域協議会の開催は年 2 回の予定です。

令和 7 年度の第 1 回地域協議会は令和 7 年 11 月 25 日(火)の開催予定です。

【構成員の地位及び期待する役割】

(1) 構成員の地位

職業能力開発促進法第 15 条第 1 項第 2 項に基づく職業に関する教育訓練を実施する者として参加していただきます。

(2) 構成員に期待する役割

地域協議会において、大学等が実施している社会人向け教育訓練について紹介いただき、構成員間で意見交換へのご参加をお願いします。

【募集要件】

下記の①～②の要件を満たす大学等とする。

- ① 学校教育法における大学、短期大学及び高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、広く社会人を対象とする職業に関する教育訓練(履修証明制度を活用した教育訓練プログラム、企業向けオーダーメイド教育、指定国立大学法人の出資による会社によるもの等)を実施していること。
- ② 大学等の取組内容について、地域協議会での周知、構成員間の意見交換を希望していること。

【応募方法】

令和 7 年 11 月 4 日～令和 7 年 11 月 14 日に、高知労働局職業安定部訓練課あてにお電話等でお申し込みください。TEL:088-888-6600(担当:都築)

【その他】

応募多数の場合は、高知労働局において調整させていただきますので、予めご了承ください。